

総務企画委員会記録
＜第4号＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月14日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成20年7月14日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後2時49分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 参考人意見聴取について
- 2 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
- 5 乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 6 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 7 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 8 乙第10号議案 専決処分の承認について
- 9 乙第11号議案 専決処分の承認について
- 10 乙第12号議案 専決処分の承認について
- 11 乙第14号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 12 乙第15号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 13 乙第16号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 14 陳情第44号から第49号まで、第52号、第54号、第58号、第60号、第65号、第76号、第83号及び第85号から第87号まで
- 15 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	君
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室	長	上	原	昭	君
企画部	長	上	原	良	幸
企画調整統括	監	上	里	至	君
地域・離島統括	監	川	上	好	久
交通政策課	長	津	覇	隆	君
地域・離島課	長	館		圭	輔
都市計画・モ/レ-ル課	長	儀	間	真	明
監査委員事務局	長	宮	城	清	君

(参考人)

沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会会長 金城 栄 一 君

補助者 玉 城 栄 祐 君

補助者 上 田 宗 政 君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

陳情第65号旧軍飛行場用地問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

ただいまの陳情につきましては、7月10日に開催した委員会での決定事項に基づき今後の委員会審査の参考にするため、本日陳情者を参考人として招致し、説明を聴取することになっております。

本日の参考人として、沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会会長金城栄一氏に出席をお願いいたしております。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後参考人から補助者の出席及び説明の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者が着席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆さん、本日は御多忙のところ御出席いただきましてま

ことにありがとうございます。

参考人等から御説明をいただく前に委員会の審査の進め方について、御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑をすることはできませんので、御承知おきください。

それでは、参考人の金城栄一氏から旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

○金城栄一参考人 きのはテレビで皆さんを見ていました。きのう、浦添商業高等学校が夏の甲子園行きが決まりましたけれども、彼らを見ていて最後まであきらめない試合を子供たちがやっていることに逆に力づけられて、きょうのこの場に出席しております。

私たちのこの旧軍飛行場用地問題は終戦当時からの課題でありまして、終戦処理は本土ではやられましたけれども、沖縄県は皆さんも御存じのとおり、ずっと終戦処理がなされず、それから36年前の復帰処理もなされずに今に至っているということの問題でありますので、ぜひ皆さんの力をお借りしたいと。きょうは本当に不退転の覚悟と言いますか、背水の陣と言いますか、そういう覚悟でここに出席させていただいております。この問題は本来ならば日本国憲法の中で等しく本土と同じように処理されるべきだったものが、残念ながら現在に至っております。そういうことからしましても、実は復帰前からこの問題は国に訴え、沖縄県が最初に取り上げたのが昭和53年の旧軍飛行場用地問題の調査からであります。その調査の結果でいろんな手を使って国に折衝してきているわけでございますけれども、なかなか糸口さえつかめずに国はこれまでずっとかたくなに拒み続けております。これも実はいろんな方法で国に訴えたけれども、嘉手納町は皆さん御存じのとおり、私たちは2000年に協議会を結成しまして、沖縄県に対してぜひ国への訴えをよろしく願いますと言ったときにも、古い名前ですけれども、当時の親川知事公室長の時代でありましたけれども、どうしてもこの問題についてはパンドラの箱のようになかなか手をつけられないという形で推移してきました。これは嘉手納裁判で決着がついたものであると沖縄県もおっしゃいました。国もそれですっと首を縦に振りませんでし

た。今日御出席の金城勉委員にはこのことについて非常にお世話になりました。どうしても沖縄県がこの問題は避けて通れない問題だということの認識を沖縄県議会初め各53市町村がこの問題を捨てなかったんです、あきらめなかったんです。だから、冒頭に私が、甲子園の子供たちがあきらめないのと同じで、私たちは先祖に対するこの問題を解決しない限り、後世への歴史の継承者になれないという信念を持っております。それを行政レベルとかいろんな現行法規でできるわけがないということで、本当に壁にぶつかっております。6月の県議会でも、仲井眞知事が答弁したことに対して本当に情けないと思った一幕がありました。仲井眞知事がおっしゃったのはこの問題は解決済みと言っていることからして難しいんですよと言ったくだりがあるんですよ。これは国が何回言おうが、私たちにとっては沖縄県知事であれば絶対に言ってはいけない言葉だと僕は思っております。解決済みじゃないから解決に取り組むというように沖縄振興計画に載せたんです。ここに新しい委員もいらっしゃいますけれども、本当に県民の生活あるいは過去の清算とかこういうものを委託された皆さんでありますので、与党・野党問わずこれはぜひとも私たちがこれからお願いしていることは、この問題が動いたのは沖縄県議会が沖縄振興計画に載せたときも政治の力があつたから載せられました。だから沖縄振興計画に載せるのは手段であつて目的ではない。載って終わりじゃないんです。載ったら解決してほしかったんです。ところが残すところも少なくなりましたけれども、今再び本当に背水の陣で国に県民の総意であるということで、予算枠の拡大をやって戦後処理にふさわしい解決をしていただきたいということで、委員長からは簡潔にと言われたんですけれども、問題が問題だけに時間をいただいてしゃべっていますけれども、飛び飛びになりますので、大変申しわけないんですけれども、一応読み上げて終わります。

沖縄振興計画における旧軍飛行場用地問題解決事業費の新設に関する要請です。旧軍飛行場用地問題は、沖縄振興計画において問題解決に引き続き取り組むと明記されて以来、沖縄県は知事公室内にプロジェクト班を設置し解決に努力してきた。今般沖縄県は解決の1つの方法として沖縄特別振興対策調整費の一部を問題解決金として平成21年度予算に計上するように予定し、関係市町村を介して関係地主会に伝えてきた。これに対して協議会から知事に別枠での要請をしております。沖縄振興計画において旧軍飛行場用地問題は不発弾処理と併記され、重要性が強調されており、その解決が戦後処理の重要課題であることを象徴している。旧軍飛行場用地問題は戦後その長きにわたる未処理の状態及び昭和18年から昭和19年にかけて旧軍に接收された該当地主の数及び接收された面積等々を勘案すると、既設定の一予算枠である沖縄特別振興対策調整費

の枠内におさめて解決できる問題ではない。

沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会及び傘下の旧那覇飛行場用地問題解決地主会が振興計画に貢献する事業案を提案し、その政治的解決を求めていることは十分傾聴に値する。

沖縄県は従来陸の交通体系を高速及び一般道路のみに依存してきたが、温暖化や排気ガス等の環境問題を初め増大し続ける自動車による交通体系は今後真剣に見直されなければならない。環境に優しい電気で走る新公共交通LR Tの導入を当該地主会が提案していることは、沖縄本島の交通体系の見直しに一石を投じるものであり、環境問題と渋滞解決に貢献することは明らかである。

また、長寿県沖縄に陰りがきている。沖縄の医療の後進性を打破し、沖縄県内で医療給付を適切かつ十分に提供するといういわゆる自己完結型の医療行政を目的として琉球大学に医学部が設置された。しかし、がん治療の総合的な施設が設置されていない。当該地主会が施設提供の主体になり、産官学の知恵と技術を結集し、運営主体を組織するように提言していることは看過されてならないであろう。

第3番目に、総合健康保養施設の建設が提言されているが、これは今後沖縄における医療特区指定を考える上でも大きな示唆に富んでいる。観光立県が青い海や空、伝統芸能の披露等の従来型の観光から脱皮し、健康志向型の高齢化社会を沖縄において受け入れていくという斬新な提言である。

旧軍飛行場用地問題を上記3事業の実現により解決できれば沖縄県経済に寄与することは自明の理である。これら事業を戦後処理の形として展開していくことは過去に例を見ない新しい取り組みで、今般の要望は事業規模やそれが県経済にもたらす効果、さらには次世代への貢献等を評価すると、次年度における予算は新たな枠組みの設定が妥当と考える。ここに沖縄県議会においては戦後処理としての旧軍飛行場用地問題の解決に特別枠を求める意見書の採択を要請します。沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会会長金城栄一。

そういうことで、この3案を例に取っておりますけれども、どんどんこれから議会のほうでもアイデアを出して行って、国に対して予算獲得の一つの取っかかりに旧軍飛行場用地問題の戦後処理をしていけないものかなということのお願いであります。

○當間盛夫委員長 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

○山内末子委員 新人でちょっと知識不足ですので、確認の意味で今の説明の趣旨について確認させてください。まず、陳情者の説明によりますと今の沖縄振興計画の枠内ではなくて、特別枠を設けてほしいということが大きな目的ですよね。その特別枠を設けた後に3つの事業を行いたい。その3つの事業というのが、新公共交通のLRTの導入ですとか、がん治療に係る総合的な施設の設置、それから総合健康保養施設、この3つの施設を整備するということが目的ということで、そう確認してよろしいでしょうか。

○金城栄一参考人 確かにこの事業は3つに絞っておりますけれども、これは一つの私たちの案ということでありまして、目的は沖縄県がこの旧軍飛行場用地問題の予算獲得をするのが一番やるべきことであって、予算が決まればこの事業というのはもっと大きいものができるかもしれません。またこれもできないかもしれません。ということで、いつも事務的な私たちとのやり合いの中で、何がやりたいのかということ再三僕らに要求があったから、それでは私たちとしては、戦後60年間の負の遺産がこの63年間のものが本当に昭和22年度の本土の閣議決定やそういう方法で処置がされていたのであれば当然受けていたであろう利益とか、そういうことからかんがみてもこのくらいの事業は国からさせてもらわないといけないということを選んだ。自分たちが調べられる範囲の事業として考えています。だから最後に申し上げましたのは、これは私たちの参考事例でありますので、県や国は沖縄県にとってもっとすばらしい事業が必要じゃないかと。この旧軍飛行場用地問題の解決策というのは沖縄県が今までやろうにもどうにもできなかったものをこの際やっていただけるくらいの予算要求が第一の私たちの目的です。しかし、僕たちが非常に勉強して、打ち合わせをしてきて、自分たちの範囲で考えられた事業がこの3つだと御理解いただければいいなと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この旧軍飛行場用地問題について、御指摘のように長きにわたっていろいろ問題があって、これをどういう形で解決しようかということで地主会も那覇市、読谷村とか宮古島市、嘉手納町も含めて相当あるんですね。そういう方々、行政もそういう形でやってきて今日に至っているわけですね。

ども、この陳情の内容と今度沖縄県は特別枠では厳しいということで、後ほど沖縄県の対応も聞くことにしますけれど、先ほどありましたLR Tとか、がん治療センターとかということと、この旧軍飛行場用地問題との絡みを考えていくと、私の感覚では何でいきなりこういうような全体的なものが出てきたのか、それぞれ幾つか地域の地主会での要望がありますよね。那覇市が全体的に大きく広がってこれは旧軍飛行場用地問題の枠を超えたものになってしまうのではないかという懸念があるんですね。とてもじゃないけど、これは旧軍飛行場用地問題と皆さん方が提案する新たなものというのはどう考えてもかみ合っていないのではないかと率直に私はそう思うんです。いかがですか。

○金城栄一参考人　これは僕は旧軍飛行場用地問題が検討報告、仲地先生がやった報告書もいろいろ出ていますけれども、それを読みますと結局は旧軍飛行場用地問題は地域によって違いますよと、そしてそのとられたときの状況も違いますよという形の調査は皆さんが御存じのとおりとなっております。ただ、これは一つの一例として、那覇市は那覇空港がたくさんの問題を抱えていますよね。拡張工事とかいろんな問題を抱えていますけれども、その中でこの旧軍飛行場用地問題を先送りにしていたらどんどん難しくなるということも、僕はいつも新聞に投書をしたりいろんなことをしておりますけれども、一日も早くこれを戦後処理としてやっていただきたいというのがまず趣旨で、照屋委員がおっしゃったように我々の出した要求が大きいからこれになじまないということではなくて、私が最初に申し上げましたように、もっと膨らませていただきたいというのが逆に私の要望であって、私たちはこの程度しか考えられませんでしたということなんです。そして国と我々は2000年からずっと交渉もしてきておりますけれども、余りにも地域エゴとか、国策にもかかるようなものをこの旧軍飛行場用地問題で解決したほうが良いというニュアンスを得ているものですから、こういう事業をやることによって直接的に地主会は救われなくても、子供や孫、次世代のことまで考えた形で20世紀で、戦争の時代に起きた問題をこの21世紀ではぜひ解決していただきたいという趣旨でありますので、これが旧軍飛行場用地問題にかみ合わないとは私は思っていないです。戦争のために使われたものを今度は未来指向型に使っていくものに国の予算を使いますからと。普通、補償とかを言う場合は、その当事者に対して補償していくというのが常であったんですけれども、確かに沖縄県サイドでも沖縄振興計画に載せた以上は、個人補償はやらないよという大前提のもとでやっていますから、その中で沖縄振興計画に載った時点で、あくまでも私たちは個人補償ということで照屋委員がおっしゃったように多くの団体は個人補償を求めると

ころがあったわけなんです。ところがそれは司法の場で争う問題であって、今度は解決の場でやるときは振興策という一つの船に乗せて国から予算を出して、もちろん予算額によってはおりた方々にもメリットがあるような事業を展開していけるのではないかと思って、できるだけ大きな事業を政治の力で、これは沖縄県から国への要求であって、一地主会じゃないということで膨らませたのがこの沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会だと僕は自負しているんですよ。その証拠には稲嶺前知事が2000年にコメントした言葉の中には、促進協議会が設立されたことは、県の統一された団体だということで認めてくれました。非常に重く受けとめているということで、2000年の稲嶺前知事のコメントにもちゃんとあります。ということは、この協議会があって初めて沖縄振興計画に載ったということですから、この協議会から外れた行動は本当はとるべきじゃないんですよ。そういうことがあります、しかし切り捨てるわけにはいかないということは照屋委員がおっしゃったとおりでありまして、我々が振興の船に乗っていくような解決策に大きな予算を獲得さえすれば沖縄県の旧軍飛行場用地地主会は救われる、そして沖縄県の財政的な裏づけにも非常に貢献できるのではないかという考えでありますので、決して外れていないと思います。

○照屋守之委員 今の御説明とそれぞれ読谷村とか石垣市とかの要求もその辺はまだ私もよく勉強したいので、これからいろいろ調査をしようと思っていますけれども、通常に考えてこれだけ広範囲に広がるというそれぞれの地主会の考え方、あるいはこれまでの歴史、接收されたことも含めて変わってきて個人補償や団体補償とかいろんな問題を抱えてきてやってきた部分で、今参考人から御説明がありましたようなLRTやがん治療センターが沖縄県全体の地主会の意向として本当にそういうことになっているのかというものが1つと、私は特別枠という要求ですけれども、今の沖縄振興計画、あるいは今後それが切れたときにどうするのかということはこれからいろいろ考えていきますけれども、いろんな財政的なものも含めた形で、非常に厳しい中で沖縄県の問題も無条件に国は予算化できないという事情もいろいろあって、幾ら政治的なもので押し込めと言っても、なかなか厳しい現状もあると思うんですね。ですから、私は逆にそれぞれの地主会が考えているようなものを今の枠の中で一つ一つ芽出しをさせて、その延長線上にさらにそれぞれが大きくなる分については新たに予算をつけさせていく。だから政治手法と言いますか、今の枠ではだめだよと県も渋っているわけですから、那覇市もいいですよとは言っていないわけでしょう。そうすると我々がとるべきのはこれは政治的に全部取っ払って新たな

枠をつくれということは、幾ら政治でもこんな無謀な要求はできませんよ。ですから今の枠内で一つ一つのをそれぞれの地主会がどんどん芽出しをしていって、その事業がさらにこういう大きな事業であれば事業によって大きくなっていくわけですから、それを認めさせてその事業費をつけさせていくというような手法の問題じゃないかなという感じがしますが、いかがですか。幾ら無理なものをできないものを何百億円も特別枠をつくれというそういう政治的な要求を我々が果たしてできるのかという疑問もあります。いかがですか。

○金城栄一参考人 1点目のこれに書いてあるものは沖縄県全体の考えではないんです。沖縄県全体の地主会の要望ではない。あくまでも沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会傘下の那覇地主会からこれが出ている。ただ、出ていることは私は各地主会のということで、照屋委員がおっしゃるように国がそう言っているからそのほうがいいのではないかということはいつも思うんですが、これこそまさに自己規制ではないかなと思うんですよ。国がそう言っているから、私たちは国の主張に従って手法論でという言い方をなさいましたけれども、そうではなくて沖縄県民のこの旧軍飛行場用地問題が戦後63年間も未処理のままであるということに対して怒りを一つにしてほしいというのを僕らがずっとプロジェクト班に対しても言っているわけですよ。これは私は事務方の限界だと思っています。あくまでもこれは政治の力でないとできない問題、ある意味では私たちは土地を拉致されているわけですよ。土地拉致問題だと私は思うくらいなんですよ。有無を言わずが当時の状況ですから、そういう形で住んでいる住宅や田畑を強制的にとったということの土地の拉致問題であって、これに対して沖縄県が国の裁判で決着がついたという形のこと、確かにこれを私たちは県民世論、離島まで全部の議会がやったということで、政治が動かしたんですよ。要するに事務的なもので壁が来たら次は政治の力じゃないともものは動かせないというのが現実だと思います。この旧軍飛行場用地問題がここまで進んでこられたのは、沖縄県議会の議員連盟あるいは全市町村の意見書採択ということがあって、国が初めて首を縦に振ったんです。これは経緯があるんですよ。事務方が幾ら昭和53年から調査をしてやってきたものであろうが何であろうが、国としてはけるのは非常にたやすいことだったわけですよ。ところが政治的な力が盛り上がったために、参議院で附帯決議ができて、沖縄振興計画にぎりぎりで載せていただいた。それは政治の力でした。しかし政治の力で載った沖縄振興計画に明記された問題が今度は載った以上は国の法律だから取り組まないといけない、解決しないといけないということになっていたので、やってきたものがまた壁に来たわけですよ。これは私たちの沖縄特別振

興対策調整費である金額で、この枠内でやったらどうかという形で、これは事務方としてはこれ以上の内閣府との交渉には限界が来てしまっていて渋々飲んだということなんです。国の内閣府の官僚の説得に対して。この証拠に仲井眞知事は記者会見でできたら特別枠がいいがおっしゃっていますよ。これはできたら特別枠にこしたことはないと言事自身がおっしゃっていますので、だから沖縄県議会の議員にも沖縄県のために私たちはこの旧軍飛行場用地地主会のための陳情ではないということをお大義を持ってここに参加しています。だから地域あるいは各旧軍飛行場用地地主会ごとのエゴでの解決じゃないですよ。私たちにはこういう大義があるからという形でもって戦後処理への決着ということで、ぜひとも政治の力が必要なんです。ただ内閣府の官僚とのやりとりでは限界が来ているので、ぜひとも政治の力で、与党・野党の皆さんで沖縄県民の心を非常に酌んでいただきたいんです。これは私利私欲でやっているのではないということだけは御理解いただけたらいいのかなと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** まさに非常に複雑な問題が絡み合っていて、沖縄県という歴史的なものが逆に象徴的だなと思いますが、おっしゃるように問題は戦後処理という大義と言いますか、そういうものに立って考えなければいけないだろうと思いますし、例えば日本政府が言っている議事録を見ますと、ことしの春ごろの国会答弁で岸田沖縄及び北方対策担当大臣は、内閣府では地元から具体的な要望が寄せられた段階で、内容を十分に検討し、どのような対応が可能か具体的にどう対応するのか検討していくと言っているわけですね。政府がそういうことを言っているのであれば、自己規制をするのではなくて、むしろ沖縄振興計画の中にもあるわけだから、堂々と沖縄県としては岸田沖縄及び北方対策担当大臣もそうおっしゃってるし、4月10日の仲村正治代議士の質問にも似たような回答をしているんですね。つまり岸田沖縄及び北方対策担当大臣は具体的な提案があった場合は、沖縄県を通して話を聞いた上でその内容をしっかりと精査し、将来に向けてどのような対応が可能かを検討したいと。受けて立ちますということをおっしゃっているわけですね。であるならば、みずから先ほど言ったように沖縄特別振興対策調整費でということをおっしゃらずに、真っ正面から要求をつくって国にぶつけていくということをしては私は何ら問題はないと思うんです。そういう意味では、参考人の主張とこの辺はむしろ符合するのではないかと思うんだけど、その辺はどうお考えですか。

○金城栄一参考人 まさにおっしゃるように国は、私たちが2000年からやったときからずっと国との折衝をやっているのです。玉城委員がおっしゃるように、国は沖縄県から来るのを待っていますと言われていました。沖縄県はやる気があるのですかと言う国の方までいました。これは民間が行くのと沖縄県の担当者が行くのでは、彼らのリップサービスもあるとかということも沖縄県サイドから言われたんですけれども、私はずっと言い続けております。例えば2001年8月に吉田沖縄総合事務局長は、2001年と言えば2000年に金城委員たちが一生懸命やっていたところなんですけれども、吉田沖縄総合事務局長はこう言いました。旧大蔵省が関係省庁の協力を得ながら行った調査で、旧軍の買収は法律上正当な手続により国有地になっている。これはちょうど沖縄振興新法に救済処置を盛り込む要請は中央に伝えたいという、最初国は首を全然縦に振らなかったという状態から2002年8月に載りました。同じく吉田沖縄総合事務局長がこう言いました。沖縄振興計画に戦後処理の課題として位置づけられたことは、国としても誠意をもって検討していくことになると思う。10年間の計画に位置づけられ、地主会と一緒に考えていくことになる。はっきり沖縄振興計画に取り組むということで関係機関に伝えて、きちんと進んでいくようにしていきたいと。1年間で沖縄振興計画に載せただけで国は取り組むという構えに入ったんです。そういうことで法律ができたということは非常に大きかったということで、私たちが次に10月には小林財務副大臣に会いました。小林財務副大臣は沖縄振興計画の中で、戦後処理問題として位置づけられ、具体的に進展する根拠ができたことは十分にわかっている、沖縄振興策に載せて全力でやっていきたいとおっしゃった。それから2007年、その間もずっとありましたけれども、2007年5月には玉城委員がおっしゃったように、丹後財務省理財局長や東内閣府審議官が、沖縄県から正式に要望があったら真摯に対応すると。東内閣府審議官は、問題が解決され、事業計画が実現することを切に希望していると。そういうことで最後に玉城委員がおっしゃったように、東内閣府審議官と勝財務省理財局長の二人のコメントで、勝財務省理財局長は上がってくれば精査するし、主計局にも伝える。東内閣府審議官が沖縄県から上がってくれば財務省、理財局と一緒に取り組みたい。沖縄県が事業案を取りまとめることを条件に予算確保を目指す。今玉城委員がおっしゃったように確かに沖縄県が自己規制しないで膨らませて、私の案は照屋委員がおっしゃったように沖縄県全体ではないですけれども、私たちは一示唆として出している案でありますので、ぜひ予算を大きく、特別枠の要求をしていただきたい。やっても悪くない。沖縄県にはこれだけずっと虐げられているんだということで、不発弾処理

とも並列したということは、これは大きな問題なんですよ。法律の中で並列列挙という形で、同等の戦後処理だから、これが終わらないと沖縄県の戦後処理は終わっていないということです。本土では昭和22年から昭和23年にかけて終わっている問題なんですから、そういうことでぜひ大きなものとして沖縄県議会が沖縄振興計画に載せた力を今回もお願いしたい。本当に皆さんの真摯な議論に期待しております。

○玉城義和委員 あとは沖縄県とやりとりすることになるわけですが、例えば沖縄県は軽便鉄道がありまして、47キロメートルから48キロメートルの距離を持った嘉手納町や南部あたりまで鉄道があつて、これはかつて鉄道省が名護まで鉄道を敷くという調査をしているんですね、戦前に。ところが大战が激しくなつて、立ち消えになつてしまつて、結局鉄道もなくなったということです。そういう意味で言えば私は鉄軌道の導入も戦後処理の一つだと思つていますが、そういう意味でくしくも路面電車の話が出てくるところは非常に何と言いますか、連続性と言いますか、そういうのを感じるわけですが、ぜひ非常に難しい入り組んだ問題がありますが、国が一方で言っている裁判のことも含めてなんだろうが、決着済みであるという論に対してはどう反論されますか。

○金城栄一参考人 決着済みであるということへの反論は、現実が反論だと思つています。つまりこのようなことを言つたらどうかと思つていますが、北朝鮮が拉致家族は死んだとか言つてもこちらサイドはだれも信用しないわけです。そして我々は解決済みと国に幾ら言われても、そのために私たちは沖縄振興計画に明記されたことは引き続き問題解決に取り組むと言つた文言は解決済みじゃないと僕は反論できると思つています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

○當間盛夫委員長 せっかくですので、今日は参考人として読谷村の玉城さんもお見えですので、何か一言ありましたらお願いします。

○玉城栄祐参考人補助人 沖縄県議会においては、過去に先ほどの沖縄振興計画に向けて早々と意見書の採択をしていただきました。沖縄県下の市町村議会においても、当時はまだ合併していませんので53市町村議会がありましたが、全議会で特に公明党の地方市町村議会議員の皆さんが発議者になりまして、結

局53市町村議会で早期の戦後処理を求める意見書の採択が実現されました。これは1995年の少女暴行事件がありましたよね。あれ以来の沖縄県下すべての議会での一致した意見書採択と、まれに見る沖縄県民の世論の集約だという評価をいただきました。そのために沖縄県民世論を無視できずに国会においては衆議院、特に参議院では具体的にキーワードとして旧軍飛行場用地問題の戦後処理とこの言葉を衆議院でなかったのがつけ加えられて、その意味では国会における各政党の議員の御理解をいただいて、感謝申し上げます。さて、それができました。先ほどから話がありますが、本来の戦後処理とは被害を受けた人の損害の賠償であるはずなんです、63年の時間の経過を経て国会で言う附帯決議に入るような時期になると、個人の被害の算定が難しいとか、いろんな問題が惹起しまして、結果的に例の対米請求権の120億円が政府から出ているわけですが、そういうような形で個人補償は難しい、したがって旧軍飛行場用地ごとに政府の補助金を受けて事業を行うことでその地域の活性化、そして地域振興、ひいては沖縄県の振興に役立つような団体補償方式が現実的である。泣く泣く協議会に参加する地主会は、旧地主も高齢化してしまっていて、早期の解決を求められているという事情のもとでやはり本来の戦後処理とは形は変わるが、団体補償方式でやって、一人でも多くの旧地主が健在のうちに解決を見たいということで、そこでは政治的な働きを、その活動をしておられる沖縄県議会議員、そしてその場合も協議会は超党派で、沖縄県選出のすべての国会議員を顧問に推戴いたしまして、ここまで来ているということ、その経過を御理解いただきまして、今回の沖縄特別振興対策調整費という沖縄振興計画の予算から奪うのではなくて、新たに膨らませる形で特別枠をつくるのが沖縄県民の要望だろうし希望だろうと。そしてその結果、沖縄県の地域の振興に役立てればなということ、特別枠をお願いをしているところでございます。

○当間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人及び補助者の皆さんに一言御礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず長時間にわたり、貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日、拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

金城栄一参考人、玉城栄祐補助人、上田宗政補助人まことにありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等と説明員入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

乙第1号議案、乙第2号議案、乙第6号議案から乙第12号議案まで、乙第14号議案から乙第16号議案までの12件、陳情第44号外15件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長及び監査委員事務局長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、監査委員事務局長の自己紹介)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、監査委員事務局長の説明を求めます。

宮城清志監査委員事務局長。

○宮城清志監査委員事務局長 乙第6号議案沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。42ページをお開き願います。

改正の経緯及び必要性でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、同法第3条第1項の規定により、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ、公表することとされました。

あわせて同法第22条第1項の規定により、地方公共団体の長は、毎年度地方公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することと

されました。

この法律では監査委員が審査し、意見を提出する期間が規定されていないことから、本条例で審査、意見を提出する期間を60日以内と定めるとともに、地方公営企業の決算等に関して監査委員の審査、意見を提出する期間を60日以内に改めるものであります。

改正案の概要として第7条第1号から第5号まで、第1号は一般会計等の決算、第2号は基金に係る審査・意見の提出をそれぞれ60日以内と規定しており、現行条例と同じ内容であります。第3号では、地方公営企業決算の審査・意見の提出で、従来30日以内でしたが、新しい法律により他会計との連結があり、統一して60日以内に改めております。

第4号と第5号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する審査・意見の提出を60日以内と定めるものであります。

以上、議案の説明をさせていただきました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 監査委員事務局長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 地方公営企業法では30日だったということで、これを60日に持って行くという説明なんですけど、何で違っていたのかというのがよくわからないんですが。

○**宮城清志監査委員事務局長** 地方公営企業法につきまして例えば法律を見ますと、地方公営企業法の第30条の規定で、管理者は毎事業年度終了後2カ月以内に決算を調製し、地方公共団体の長に提出しなければならない。いわゆる5月末までに提出しないとイケない。そして同法の第30条の規定により、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。9月定例会までに認定に付さなければいけないという規定になっています。ところが一般会計等につきましては地方自治法の規定によりますと、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した決算

を監査委員の意見をつけて次の通常予算を議する議会までに、2月定例会議会ですが、その議会の認定に付さなければならないということで、しかし実際の運用としては、決算の審査につきましても9月議会に付しています。沖縄県は予算に反映するというので決算特別委員会も10月になっておりますが、法律の背景としてはそういう規定がございまして、地方公営企業については早めて30日、一般会計については本来は2月議会までに認定に付せばいいけれども、沖縄県議会の改革ということで決算特別委員会を早めました。実際には、公営企業も一般会計も同じ10月の決算特別委員会で審査できるように報告されているわけです。そういう背景がございまして。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえと企画部長の自己紹介)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第60号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

上原良幸企画部長。

○**上原良幸企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから2ページにかけては陳情の一覧表がございまして、企画部関係の陳情につきましては、新規の陳情が12件となっております。

1ページをお開きください。

有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める陳情第44号についてで

すが、2ページの第45号、3ページの第46号、4ページの第47号、5ページの第48号、6ページの第49号、7ページの第52号、8ページの第54号、9ページの第58号、10ページの第60号及び12ページの第85号は、陳情趣旨が同一でありますので、一括して御説明いたします。

島嶼圏である本県において、海上輸送航路の維持確保は、沖縄県民生活の安定と産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であります。

このような中、離島航路の一翼を担う有村産業株式会社の存続が困難な状況となったことはまことに残念であり、沖縄県民生活や沖縄県経済への影響のみならず、関連企業を含めた従業員の雇用の確保について憂慮しております。

沖縄県としましては、離島航路の確保を図る観点から、事態の推移を注視するとともに、関係機関から情報収集を行っているところであります。

今後、国や関係市町村と密接な連携を図りながら、総合的な観点から沖縄県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、11ページをお開きください。

那覇市地域再生計画の実態調査及び那覇市に対する措置に関する陳情第76号について御説明いたします。

地域再生法において、地方公共団体は認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項等について協議するため、地域再生協議会を組織することができるとされております。

那覇市及び事業者においては、これまでも住民説明会を実施してきており、また、今後は地域再生協議会の設置に向け、前向きに取り組むためのヒアリング、意見交換を行うことが那覇市から発表されておりますので、沖縄県としましては、今後ともその推移を見守っていきたいと考えております。

また、地域再生伝道師は地域再生についての考え方や制度について、説明会、啓発活動などの広報を行うことで地域に浸透させるとともに、地域再生の提案募集や地域再生計画の策定に際してのアドバイスを実施し、地域と国との間の情報の相互発信、交換を行う拠点となる者として選任されたものであります。

なお、地域再生計画の申請・認定については、法令等に基づき那覇市・国において適切になされているものと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 有村産業関連の陳情ですが、我々も非常に憂慮して何とか離島航路とか雇用の問題、いろんな大きな課題があって何とかしたいという思いが非常に強くあって、この陳情案件の審査もいろんな角度からやらないといけないという思いがあって臨んでいるわけですけれども、破産決定をして清算に入っているという状況ですよね。そうなるとう経営が存続しないという中でどうこれを支援していけるのか。破産の決定とその清算ということが非常にネックになっていて、この状況を説明してくれませんか。

○上原良幸企画部長 破産につきましては、会社更生法に基づいていろんな手続をしてきました。債権もかなり放棄させて、これまで再建計画に沿ってやってきましたけれども、ここに来て原油価格の高騰等もあって、経営継続は難しいということで、今日に至っているわけですけれども、これは裁判所のもとで手続を粛々とやるということでございまして、破産についてはその手続に従ってやっているわけですから、これはもう見守るしかないんですが、問題はそれにかわる新しい会社ということで、いろんな計画書等も何度かいただいておりますけれども、また事業内容と言いますかあるいは経営の見通しについて確認すべき課題がたくさんありまして、あるいは関連する民間企業の動きも若干あります。そういう中で直ちに沖縄県としてどうするのかという判断は困難でありますし、民間事業者に対して当然に税金を投入するというのは原則としてはノーなんです。離島航路の確保という意味で、公益上必要性があるかどうかの議論になってきますけれども、相当に厳正な評価・審査の必要があります。公益上必要であると認めた上でも沖縄県としての全体予算と言いますか、財政の問題が出てきます。この議会でもかなり厳しい経済状況の中で、例えば医療福祉に対して沖縄県の支援が十分でないとか、あるいは病院についても医師の確保のための支援があるとか、団体の補助金も例えば100万円の補助金しかないところを70万円まで削減しているというような状況の中で、それではプライオリティーがどうなるのかという問題が当然出てきますので、それも判断しないといけないということになりますので、直ちにこの民間事業者に対してどうこうするというのは先ほど申し上げましたけれども、判断するのは相当に困難

だということでもあります。

○照屋守之委員 厳しい状況の中でも、例えば石油燃料価格の高騰とかも陳情の中にあって、そういうのも引き金になって経営が厳しいということで、こういう事態になっているというのは予想されるわけですよ。経営が厳しい中でも経営が存続していれば、賃金の未払いとかいろんな債権をさしておいても、これが動いていけばそれに対して、我々も沖縄県民の代表者として非常に厳しいから離島航路を守らないといけないということで、何らかの支援策を講じたほうがいいのではないかという意志の表明ができるわけだけでも、今のよう破産して清算に入って、組合は組合で船を押さえ込んでこれは我々のもの、弁護士は弁護士で清算するために今の財産を確保しているという事態になったときに、経営する意思もない、清算に入っているということで、こういうものをどう我々が支援していけるか、行政のあるいは市民・県民の代表である議会としての意志の表明というのが非常に難しい局面に来ているなという思いがありますけれども、その辺は公でこうやったほうがいいよ、行政がさあこうしようということで、弁護士の中に入っていくことができるのですか。

○上原良幸企画部長 それはできません。今ある有村産業をどうするのかということについては、その辺は手続で裁判所のほうも破産手続をやるということになっているわけです。あと今組合の皆さんが船を押さえてということもあります。これは退職手当をどうするのかということなんですけれども、それは会社内部の話でありまして、これに対して行政が入って行って存続させるということも含めてどうこうするという立場にはないと思っております。

○照屋守之委員 もう一つ陳情第76号の地域再生計画に関する陳情ですが、この陳情を見たときに私はこの陳情案件が沖縄県議会に付託されて審査するという根拠と言いますか、我々にそういう那覇市が抱えている行政のものを沖縄県議会に上げてこういうことをやってくれということなんだけれども、我々がそれに対して意思の表明とかああでもないこうでもないとやるということは筋違いじゃないかなという思いがあるんだけれども、行政としてはどうとらえているのですか。

○上原良幸企画部長 まずこの地域再生計画に関するいろんな地域の取り組み事業というのはまさにまちづくりであり、地域に関することですので、そもそもこの地域再生法に基づく地域再生計画も市町村が直接国とやるんです。沖縄

県は直接にはタッチしておりません。ですから、国に対して手続的なこと、地域再生伝道師というのがありますけれども、これはあくまでも制度の普及のためのものでございまして、照屋委員御指摘のとおり国と沖縄県と市町村というのは上下主従関係ではなくて対等・協力で、分野も明確に国は何をやる、沖縄県は何をやる、市は何をやるということも決められておりまして、まさに地域づくりについては市町村の所管でありまして、地方自治法にも沖縄県が関与するということは、法律とか政令によらなければ関与してはいけないんですよ。今回のケースも技術的な助言とか勧告、資料の提出というのがありますけれども、これは国とか沖縄県がやる事務については市町村に対して運営等については、その適切だと認められる技術的な助言とか、勧告程度はできますけれども、一方で地方自治法第245条の4第3項には市町村の事務に対しては例えば県や国から技術的な助言もしくは勧告を求めること、那覇市のほうから沖縄県に対してアドバイスをくれないかということもできますけれども、今回のケースはまさにそれに当たると思っているんですよ。陳情趣旨の中に、地域再生協議会をつくってくれということをおっしゃるので、これ以上沖縄県がどうこうするという立場ではないと認識しております。

○照屋守之委員 要するに法律の範囲、権限を越えたものを陳情者は我々に要求しているわけですよ。仮に地域再生協議会を設置するということで法律はあるけれども、当該市町村はそれをやらないから沖縄県が強力に指導してくれということであれば、この陳情の趣旨は合うわけですよ。ところが、那覇市は設置しますということだからこれには合わないわけでしょうね。それとまた②の再生協議会を開催する前に地域再生計画の事業を凍結するということは、第三者がどうのこうのと言える問題じゃないでしょ。ましてや沖縄県議会がどうのこうのとは、これは那覇市が地域再生協議会の設置をして、それまでの間これをどうするのかというのは那覇市の問題ということになるわけですか。

○上原良幸企画部長 おっしゃるとおりでありますけれども、その辺につきましては、那覇市議会で何かあればやるべきだろうし、那覇市で意思でということになると思います。

○照屋守之委員 ですから、私はこの陳情案件を総務企画委員会に付託することでもう一度整理してもらって、沖縄県議会あるいは沖縄県で属するようなものについてはいいんですけども、そうでないものは配付どまりにするとか、これからそういう仕事も必要じゃないですか。それは検討してください。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 陳情第85号で幾つか聞いていきたいのですが、有村産業の破産を受けて、生活航路の維持が必要であるという観点から、まだ実態はないように思いますが琉球フェリーの動きがありますよね。どの辺まで把握していますか。

○**上原良幸企画部長** 直接ファックスで何度か資料は送ってきてはいますが、先ほど申し上げましたように結論を申し上げればかなり厳しいと言いますか、最初から沖縄県、国も含めた補助をあてにした経営内容になっているということで、さらに我々としてはきちんとした検証をしなければならないという段階の内容になっています。

○**玉城義和委員** こういう会社を設立しようとしているということはわかっているわけね。

○**上原良幸企画部長** はい。

○**玉城義和委員** 陳情第44号の処理方針だけど、前提として私は民間企業と言えば民間企業だけれども、問題になっているのは要するに離島航路なり、台湾という国際航路で非常に役割が大きいということと、宮古島、八重山地域の住民の足だと、そして雇用に与える影響も大きいということから問題にしているわけで、そこのところに立脚しないと私は今のような陳情処理方針で事態の推移を注視するとか、情報収集を行っているところであるとか、従業員の雇用確保に憂慮しているとか、まるで第三者的な見方というのは私は沖縄県民の気持ちに合わないし、もちろん従業員の気持ちにも合わないし、こういう態度で本当にいいのだろうかと思うわけですね。何で有村産業の話がこれだけ大きくなっているのかということに対して、私は沖縄県の認識は少し違うのではないかなと思うんです。今の琉球フェリーにしても、何ら沖縄県としてきちんと把握していないという状況なので、そこの基本的な認識はどうなんですか。

○**上原良幸企画部長** 把握していないというと、沖縄県が呼び出してこの新しい会社をつくるためにどうこうするものなのかどうかです。民間の事業者がこ

うというような計画があるけどというものに対して、沖縄県が呼び出してこうすればうまくやれますよとかそこまではできないということでありまして、あと離島航路の確保という観点から、これは本会議でも答弁いたしましたけれども、まず荷物の復旧につきましては、琉球海運と南西海運のほうで報告を受けていますけれども、6月で5割増の荷物が来ているということは有村産業の荷物が両方でやっているということだろうと思います。台湾に関してはどうかということですが、台湾でどこまで荷があるかどうか、もちろんそれにつきましてはまだ新聞情報ですけれども、どこかの会社が沖縄県に寄るという情報も聞いています。余りにも情報がいろいろありまして、それを完全に把握して検証する必要があるということで申し上げたわけでありまして。

○玉城義和委員 琉球海運の件はまた後で聞きますけれども、例えば陳情第85号は一つは国庫補助指定航路とするために具体策を示してほしい。別に民間の企業を呼んで企画部長が指導しなさいなんてことは言っていないんですよ。そんなことを言っているわけじゃないんで、問題は離島航路を確保するために法的なところにある制度とか、そういうものをどれくらいきちんと活用してできるのかということなんですよ。まず離島の国庫補助指定についてはどうですか。

○上原良幸企画部長 当然これは国の制度ですから、国に照会しながらやっていますけれども、まずほかに代替案がないのかという話とか、今現在もそうですけれども、やはり生活圏として例えば宮古島、石垣島は生活圏として成り立っているんですよ。通勤、通学あるいは通院と言いますか、病院に通うとか、そういう日常生活の中で支障を来すような離島、例えば石垣島から竹富島や与那国島、あるいは宮古島から多良間村とかということ。あるいは沖縄本島であれば沖縄本島から伊平屋村、伊是名村とかそういうところだったら対象になりますけれども、一つの生活圏が確保されている石垣島、宮古島に那覇市から出て行くものに対しては対象にならないと聞いております。

○玉城義和委員 違うんじゃないの。この離島振興法とか離島航路整備法を読んでいくと本島というのは沖縄本島だけでしょう。宮古島や八重山地域が本島なんていう考え方はどこにあるのか。要するに本島というのは本州とか北海道とか九州や四国はちゃんと規定があるでしょう。だから沖縄県での本島は沖縄本島だけでしょう。そういうことがあるわけで、宮古島や八重山地域が本島だというのはどういうことですか。

○上原良幸企画部長 本島とは言っていません。生活圏として確立されているということです。

○玉城義和委員 法律で言う離島というのは、宮古島、八重山地域は離島なんですよ。違いますか。

○上原良幸企画部長 もちろん離島です。

○玉城義和委員 だからこの陳情にあるようにそういう航路の指定ができないかということです。できない理由に企画部長は生活圏であるからということでしょう。ところが離島指定というのは沖縄本島が唯一の本島であって、あとは離島ですよということでしょう。だから当然宮古島、八重山地域は対象になるわけでしょう。国庫補助指定航路の対象になるでしょう。

○上里至企画調整統括監 玉城委員御指摘のとおりでございまして、宮古島、八重山地域は離島に入ります。問題は国庫補助金制度なんですけれども、この国庫補助金制度につきましては、今企画部長が言ったように例えば宮古島、石垣島というのは、それぞれにいわゆる通学とか通勤、そういうものは生活基盤として完全にできあがっていると。確かに伊平屋村、伊是名村、波照間島とかそういうところにつきましては、通学や通勤という基盤は全くなくて、やはり宮古島、石垣島に通勤などをやって初めて生活が成り立っている。それが実は補助制度の考え方でございまして、いわゆるそういうところに航路補助をしていきますよというものが実はこの補助制度でございまして、それに基づいてやった場合には、那覇市から宮古島、那覇市から石垣島に行くという航路そのものは補助制度になじまないのではないのかというような見解、これは国の補助指定に対しての考え方という状況にございます。

○玉城義和委員 今上里企画調整統括監が言った話はだれが決めたのか。

○上里至企画調整統括監 国に問い合わせ、国の見解としてそれがあったということでございます。

○玉城義和委員 おかしいよ、そんなことは。例えば離島航路整備法なんか見てごらん。離島航路補助金交付要領読んでごらん、どこに書いてあるの。何で

沖縄県が主体的に今の法律を含めて、せつかくある制度なんだから、それを沖縄県としてはむしろ積極的に適用する手続をするのが当然であって、国はそうであろうなんていうことを言って、最初から自分で規制するなんてとんでもないことですよ。

○上里至企画調整統括監 これにつきましてはいろいろな角度から見ていかないといけないというような状況にあらうかと考えております。例えば、先ほど企画部長もおっしゃったように介護問題、医療問題とかいろんなところに補助が運ばれているわけですね。そして離島に対してもそういう視点でもっていわゆる必要最小限のものに対して補助していきますよという視点に立って、そこに補助しているわけなんです。そうしますと行財政が厳しい中であって、やはり本島と離島で生活基盤の確定しているものに対してもその補助制度を拡大していくべきものなのかというのはしたたか検討しないといけない。それはやはりいろんな視点から補助制度というものを考えているわけですし、やはりそういう意味では今後いろんな意味での検討が必要ではないかと考えています。

○玉城義和委員 何を言っているのかさっぱりわからないけど、私が言っているのは離島航路の補助金の話をしているんですよ。何も一般論の話をしているわけじゃないのでね。いろんな補助があるから考えていかなければいけないというのはどういうことですか。要するにもう少しわかりやすいように言ってくださいよ。この離島航路整備法の中にある離島航路補助金交付要綱というのがあって、例えば6番目にはこう書いてあるんですよ。当該航路に係る離島に属する都道府県から国の補助航路として決定するよう推薦のあることというのがちゃんとあるわけですよ。だからむしろこういう事態に至っているんだから、積極的に沖縄県としては民間会社を呼んで指導しろと言っているわけじゃないので、こういう交付要領が6項目にわたってちゃんとあるんだから、そういうものを活用してちゃんと沖縄県として申請してはどうかと言っているわけですよ。

○上原良幸企画部長 6項目はあります。それは1から5も含めて全部満たした上でのことですが、離島航路補助金交付要綱の中に国とも協議している結果がこういうことになっておりまして、これから離島航路の拡充につきましては、今回こうなったからということではなくて、沖縄県の離島の不利性というものを引き続き対処していく方向で、制度そのものの拡充についてこれから検討してまいります。

○玉城義和委員　せっかくこういう離島航路補助金交付要綱があって制度があるんだから、それをあらかじめ自己規制してかくかくであろうなどということを書いて、やらないなんて、こういう事態が起こっているときには大変問題ですよ。今の企画部長の答弁でいいと思いますが、ぜひこの際ですから、知恵を絞ってどういう方法があるのか知恵を出してこの6項目もありますから、ぜひここは頑張って補助航路として設定できるように努力していただきたいと思います。

それから、3番目にある独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構ですが、クルーズフェリー飛龍等の船は3隻あるわけですね。このクルーズフェリー飛龍等の3隻はこの独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との関係ではどういう関係になっていますか。

○津覇隆交通政策課長　この独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は船の建造時に8割のお金を出しまして、8割の所有権を持っておりました。残りの2割を有村産業が借入れの資金ですが2割、建造当時はそういう所有権でしたけれども、その後有村産業の更生計画段階に入りまして、有村産業の2割の所有権の80パーセントを三菱商事が担保物件として持っておまして、それを譲渡で手に入れまして、所有権の大部分を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有しているという状態になります。

○玉城義和委員　8割を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債権者として持っていて、2割は有村産業が持っている、それは共有なわけですよ。共有という形にして、運航については有村産業が責任を持つという形になっていますよね。そうすると今の労働債権、退職債権などというのは基本的には有村産業に請求してもしょうがないわけですよ。したがって、労働債権は優先債権だから、この独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行くべきだと思いますが、それはどうですか。

○津覇隆交通政策課長　労働債権は優先債権でありますけれども、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有権を持っておまして、その所有権をもとに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は特殊な形で8割所有権を持っている船3隻を有村産業に貸して使用料をもらうという形でやっておまして、その使用料が共益債権として会社にとって共通に利益をもたらす債権ということで、共益債権として現在102億円が残っております。この共益債

権というのも優先債権で、今新聞報道にもありますようにそういったことを含めた債権の優先順位の問題になっているようです。

○玉城義和委員 聞くところによりますと、新しくつくろうという琉球フェリーは、その飛龍シリーズの1隻を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から買い取ると、これは大体20億円から25億円で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にその代金を払う、しかしそれだけでは運転資金を含めて立ち行かない。金があるわけじゃないからね。公的な機関から支援をしてもらうということになっているわけですね。私が最初に琉球フェリーは承知かと聞いたのは、民間企業だからどうぞということではなくて、どうしても資金調達等で、公的な金融機関からの金の貸し出しというのは問題になってくるわけですね。そういうときに沖縄県としてはどういう対応をされるのかということがあったから聞いたわけです。その辺はどうですか。

○上原良幸企画部長 琉球フェリーはいろんなところとお話をしているようですけれども、例えば沖縄振興開発金融公庫とかがありますが、これまでの経過と言いますか、過去の有村産業の経過と含めまして、厳しいというような状況は聞いております。補足になりますけれども、労働債権との話と絡んできますが、退職金は15億円と言われておりますけれども、それを確保するためには独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構はできるだけ高く売らなければならないんですね。ところが、その船を買って事業を始めたい新しい会社はできるだけ安く買いたいということもありまして、とにかくいろんな利害が絡んでいるということで、なかなか新たな会社に出資なり金を融資するところも判断しかねている状況であると認識しております。

○玉城義和委員 ちょうど全日本海員組合が人材派遣会社のようなものをつかって、今の社員を引き取って、うまくいくのであればほかの傘下の船会社にも配属しながら、この琉球フェリーがきちんと船出をした暁には社員をそこに派遣をして、その琉球フェリーに移していくという構想を全日本海員組合は持っているわけですね。だから、そういうことがあるのであれば、航路の確保と足の確保も含めて沖縄県としては、沖縄振興開発金融公庫の融資も含めてもう少し丁寧にもう少し親切に知恵を貸してあげるべきではないかと思うんですよ。結局、沖縄県がやらないから民間がやらざるを得ない、それはそれでいいんですけれども、全日本海員組合などという組合がやらざるを得ないということになっているわけです。そこは突き放すのではなくて、沖縄振興開発金融公庫と

の関係もあるわけだからもう少し丁寧にコミットしてやるべきではないかと思うんですよ。この独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構も含めて。民間だからということでやるとどうにもならない。今おっしゃるように高くで買うとか安くで売るとかという話になってしまっていて大変難しくなりますよね。沖縄県としてはもう少し入っていくべきじゃないのか。

○上原良幸企画部長 私は3月からかかわってきまして、いろんな情報も関係者から聞いていますけれども、今玉城委員がおっしゃったように沖縄県が入って行って判断をするべき状況にはないと今は判断してしまっていて、これから進展を見守りつつとしかお答えすることしかできないということで御理解いただきたいと思います。

○玉城義和委員 飛龍というのは大変特異な船で、調べていくとこの飛龍シリーズというのは3隻あって、それは全部外国航路と国内航路を一緒に持っているんですね。こういう船は日本にはないそうですね。両方に行ける船というのは。国内専門か外国専門かであって。そういう意味では非常に貴重な船だということですよ。

それから、先ほど話がありました琉球海運ですが、沖縄県は株主になっているのか。

○上原良幸企画部長 はい、株主です。

○玉城義和委員 上原企画部長は役員ですか。

○上原良幸企画部長 取締役です。

○玉城義和委員 どちらの味方をするわけではないけれども、先ほどの話でちょっと引っかけたのはそこなんだけれども、琉球海運にさせればいいじゃないかという言い方なんだけれども、その辺のところはそんなことはないと思いますが、やはりきちんと仕分けをして、行政ですから公正・公平にしなければいけませんよ。どういう経路で沖縄県が大株主になっているのかはわからないし、企画部長が取締役になっているというのもこの前調べて初めてわかったんですが、その辺のところも兼ね合いで一つ少ないほうがいいんじゃないかということを考えているわけではないとは思いますが、その辺はきちんと沖縄県民の権益と言いますか、離島の住民の立場に立って考えないといけないと思いま

す。その辺はどうですか。

○上原良幸企画部長 まさにおっしゃるとおりでございます、一会社のためにするつもりはありませんし、公益上と言いますか、沖縄県民の利益になるようにこれからも対応していきたいと考えております。

○玉城義和委員 こんなに陳情が出ているということでありまして、本会議でも議論がありました。沖縄県民の関心が非常に高いということで、失業率が高い中で有力な長い間頑張ってきた企業が倒産する、破産するということは非常に大変なことで、私は沖縄県としても一民間企業などということは余りおっしゃらずにできるところは知恵を貸すということで、この琉球フェリーがうまくいくかどうかはわかりませんが、なるべく労働者も引き継げるような体制をぜひみんなで知恵を出してつくり上げていくということがこの陳情の趣旨ですので、最初の離島航路の国庫補助指定航路ということは頑張ってください、この独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対しても沖縄県として、あるいは公の公庫からの借り入れについても沖縄県としてできるだけ努力はしていただきたいと申し上げて、最後に決意を聞きまして終わります。

○上原良幸企画部長 先ほども申し上げましたように、今回いろんな形で情報収集等も行っていました。そういうことも踏まえて適宜適切に対応してまいります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第76号について聞きますけれども、先ほどの話によると地域再生計画に関する陳情は、沖縄県になじまないのではないかという話がありました。沖縄県当局としてもそのようにお考えなんですか。

○上原良幸企画部長 なじむとかなじまないということではなくて、それぞれの国、沖縄県、市町村というのは所掌する事務は限定されていまして、その中からしますと今回の陳情で調査をしてくれということまでは沖縄県はそこまでできないということでありまして。

○崎山嗣幸委員 都市のまちづくりとか、ここで言われている地域再生伝道師

とかの沖縄県の役割あるいは都市計画審議会における皆さんの関与についてですが、これは関与していると思いますが、それについてお答えをお願いします。

○上原良幸企画部長 まだ都市計画については沖縄県の計画もありますので、法律に余り詳しくないのではっきり言えませんが、法律にそれがあればやっているといますけれども、この地域再生計画に関してのそこまでの関与はできないと言いますか、規定されておられません。

○崎山嗣幸委員 この問題はもう何年も前からおもろまの地域住民が住民要求をしているんですけれども、これは新聞でおわかりだと思いますが、平成19年5月に国の認定を受けて地域再生計画に入っていますけれども、これが途中で都市計画審議会によって第2種住居地域から一気に近隣商業地域に変更しまして、これが問題になっておりますが、この見解については御存じですか。

○上原良幸企画部長 経過や議会でも質問が出ていましたので、これは都市計画法ですから土木建築部でやっていますけれども、その資料等は入手しております。

○崎山嗣幸委員 土木建築部のほうと言ってもこの根幹をなすもので、沖縄県が各都市部におけるまちづくり、再開発計画について関係ないというような話し方をすると地域再生計画は多分国の認定を受けているんですけれども、しかしおもろまち新都心の再開発について関係ないという立場ではないと私は思うんですね。皆さんは、都市計画審議会の中に沖縄県として関与してまして、その中に委員も派遣されていると思いますが、その中において那覇市の新都心への庁舎移転予定地だったものが売却されたことに端を発して、それから那覇市は断念をしてこれを商業地域に変更するのが都市計画審議会の中で決定をされているんですよね。それを聞いているんです。

○上原良幸企画部長 先ほど申し上げたように、都市計画ということでは関与が出てくるのかなと思いますけれども、地域再生という法律で企画部で所管していることに関しては、これに関連して特に沖縄県が権限を行使してやるような業務については地域再生の事業そのものの普及・広報という以上のものはないと考えております。

○崎山嗣幸委員 それでは、この陳情にありますか、皆さんが地域再生制度の

普及啓発を行う、地域再生伝道師の役割はどうお考えなんですか。

○上原良幸企画部長 まず役割ですけれども、地域再生計画についての考え方や制度、地域の市町村や民間事業者に浸透させる。あと地域再生の提案募集や地域再生計画の策定に際してのアドバイスを迅速かつ機能的に実施する。地域とここでは那覇市ですが、那覇市と国との間の情報の総合発信の拠点となる。これが地域再生伝道師の役割だと思っております。

○崎山嗣幸委員 皆さんはこの役割を十分に果たしているというお考えなのですか。

○上原良幸企画部長 法に規定する限りにおいては果たしていると思っております。

○崎山嗣幸委員 先ほどの議論からすると、皆さんは国と市町村の関係だということまで話をしていますよね。しかし、那覇市における再開発について皆さんがおっしゃるように啓発・啓蒙することについてはどういうまちをつくるかについては、その役割があるということ認識しているわけですよね。その街が住居地域なのか、商業地域なのか、どういう高層ビルをつくって、どういうまちになるのかについての関心や役割というのはないんですか。

○上原良幸企画部長 先ほどから言っていますとおり、都市計画上の地域というのはいろいろ沖縄県もかかわってきますけれども、まちづくりとか都市づくりに関して、地域市町村の中で議論されるべきものですよ。市議会なり都市計画審議会なりで。それに対して沖縄県がここはおかしいからということで調査するとかという権限はないということを言っております。

○崎山嗣幸委員 おかしいからということではなくて、私が聞いているのは戻りますが、皆さんは土木建築部の所管だと言っておりますが、都市計画審議会における先ほどの皆さんの答弁では地域再生とは関係ないとおっしゃっていましたよね。都市計画審議会に係る用途変更の関係については全く関係ないのですか。

○上原良幸企画部長 まさに都市計画審議会でも議論されるわけですから、関係あります。

○**崎山嗣幸委員** その中身を教えてくださいと言っているんです。都市計画審議会における役割の中身も含めて教えてくださいと言っています。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 都市計画審議会でございますが、これは那覇市の都市計画審議会でございます、沖縄県の立場は同意する立場でございます。それで、市町村がみずからの考えで決定をすることであるわけですね。ただ、沖縄県は公域的な観点から市町村に同意をするということが法で定められております。特に用途地域につきましては市町村決定でございますので、沖縄県の都市計画審議会に諮るものではございません。これは市町村の都市計画審議会を経て沖縄県の同意を得て決定するものでございます。

○**崎山嗣幸委員** この件について第2種住宅地域から近隣商業地域に変更して、地域住民から言われているのが売買価格が市場価格とかけ離れていて40億円余りも低価格で売ったということが違法だということで監査要求を住民がやったんですよね。そして変更について疑義はない状態で委員がかかわったのですか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 沖縄県の都市計画の立場はまず1つには那覇市において新庁舎の建設がなくなると、財政事情で。それがまず1つ。もう一つはこの地区につきましては沖縄県の都市計画マスタープランあるいは那覇市の総合計画そしてまた市の都市計画マスタープランで商業業務地区と位置づけられています。それで本来は商業業務地区というのは高度利用を図る土地ということでございまして、那覇市は新庁舎の建設を断念したということと、地域再生計画の手続を一つの契機といたしまして、本来目指す市街地の都市像と言いますか、高度利用地区を図るために第二種の住居から近隣商業に用途変更したいということで手続を進めたと理解しております。それから買収価格につきましては我々は関与するところではございませんのでその辺は控えさせていただきます。

○**崎山嗣幸委員** 関連するという意味で私は都市計画審議会に沖縄県のほうからかかわっていることについて聞いたんですが、これについて審議にかかわった本題は疑義なく進行させたのかということ聞いたんですけれども、今の話によると十分わかりかねるところがありますが、地域再生計画について皆さんは市町村が進行することについてスムーズにと言いますか、対地域住民と議論

を交わして住民説明会をしっかりとやって、そういうことが進行することが望ましいということをお考えなんですか。

○上原良幸企画部長 いずれにしても、那覇市長が地域再生協議会を立ち上げるといってもありますから、そういう場で議論されていくものだと思います。

○崎山嗣幸委員 一点目で皆さんは地域再生協議会を設置することということに関して那覇市長が地域再生協議会を設置するということを表明しているからそれでいいということで、陳情の申し立てどおり異論はないということで、先ほど聞いたんですが、これが設置するまでに事業の凍結をと陳情は求めています、皆さんは那覇市長が地域再生協議会を設置をするということで具体的にいつごろなのか、めどについておわかりになっているのか、それから地域再生協議会を設置することについては状況について皆さんは見守ると言っていますが、このめどと言いますか、明確なのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○館圭輔地域・離島課長 具体的にいつごろ設置される見込みであるのかというようなめどについては今のところ那覇市からは聞いておりません。

○崎山嗣幸委員 この陳情の要件では、それが設置するまで地域再生計画の事業は凍結と言われていますが、それらの見解はどうなんですか。

○館圭輔地域・離島課長 那覇市におきましては、今後その地域再生協議会の設置に向けて前向きに取り組むための意見交換等を行うとっておりますので、この中で御指摘の点についても議論されていくのではないかと考えております。

○崎山嗣幸委員 それでは、1の案件については皆さんは陳情者の言うとおりの異論はないということで、ただめどとかが明確ではないということで私は受けとめておきたいと思います。2番目なんですが、地域再生伝道師の件で皆さんは周辺環境調和型も含めて実態調査についての話は、行うつもりはないという考えなのですか。

○館圭輔地域・離島課長 地域再生伝道師の役割というのは、地域再生についての考え方や制度を地域の市町村や民間事業者に浸透させることなどとされて

おりまして、地域再生法におきまして、何か調査をする権限を与えられているとかそういうことがないものですから、そこについては不可能であると考えております。

○**崎山嗣幸委員** これは調査についてはそういうものは法令的、事業的に与えられないと皆さんは沖縄県の行政として実態調査とかヒアリングや指導はしないという見解なんでしょうか。

○**上原良幸企画部長** 先ほども言いましたけれども、沖縄県と市町村の関係というのはそれぞれの事務というのは法で決められておりまして、市が所管する事務であれば例えば沖縄県に対して助言・指導を求めることはできるということになっていまして、求められもしないのに行って調査をするということとはできない。これは地方自治法の規定です。それは自治権の侵害になります。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員から例えば安里川はんらんの実態調査も法令の定めがないとできないのか、そういうこととの関連も含めて答弁してもらいたいとの要求あり)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

上原良幸企画部長。

○**上原良幸企画部長** 地域再生ということに関して、それぞれの業務というのは決められています。あらゆる業務を規定している地方自治法の中にもそういう規定はありますよということを言ったのであって、安里川云々とかいうのはまた全く別です。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは、地域再生に関して地域再生伝道師の役割も含めて、実態調査等しかるべきものはできない、これは自治権の侵害になるということで受けとめていいんですね。

○**上原良幸企画部長** おっしゃるとおりです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 確認なんですけれども、陳情第44号の航路の確保についてですが、沖縄県も離島航路の確保を図る観点からということになってはいますけれども、経過処理方針には離島航路の確保を図るとなっていますが、倒産によって生活に影響はないのでしょうか。

○上原良幸企画部長 影響はもちろんあります。貨物につきましては代替できます。しかし、人については有村産業でしか運んでおりませんので影響あるものと考えております。

○新垣清涼委員 人の移送については影響が出るということですが、そうしますと行き来できない状況が続くわけですね、船での。それについて沖縄県としてはどう対策を考えておられるのか。

○上原良幸企画部長 宮古島あるいは石垣島に那覇市から行き来しているのは200万人おりますけれども、その中で2万人が船でということになっておりますけれども、それもきちんと調べてみないとわからないんですけれども、経済的に飛行機に乗れない人がどれだけいるのか、あるいは特に本土からの学生を含めて船旅をしている人もいるわけですから、その実態調査をやらないと一体どれくらいの方が船じゃなければだめだと言う人がいるのかということを確認したいと先ほど答弁申し上げました。

○新垣清涼委員 そうすると2万人が船で移動しているということなんですけど、今おっしゃるようなそういう調査はなされているのですか。

○上原良幸企画部長 調査と言いますか、条例に従いやっています。

○新垣清涼委員 船でないといけないという方は何人くらいいますか。

○上原良幸企画部長 まだ確実な数字は確認できておりません。

○新垣清涼委員 その調査はこれからなされるわけですね。

○上原良幸企画部長 はい、可能な限りやってみたいと思います。

○新垣清涼委員 なぜこういうことを聞くかと言いますと、それによって行き来できなくて困る人がいたらよくないと思いますよね。そういう意味ではぜひ対処していただきたいということと、ここに出ているのは燃料費の高騰によってということがあるわけですが、そうであるならば貨物によってほかの代替船、代替会社があるわけですよね。そこについての支援策のようなものは検討されているのか。

○上原良幸企画部長 特に今のところはありません。原油価格高騰は全産業に及んでいますので、そこだけにとすることはなかなか今の段階では厳しいのかなと思っています。

○新垣清涼委員 そこだけということじゃなくて、その船会社が燃料費高騰によってこういう危機的状況に陥っているということがあるものですから、ほかの漁船と言いますか、航路はいろいろあると思うんですが、海運会社に支援策というのでも検討されているのですかということです。

○上原良幸企画部長 有村産業が原油高騰が原因でつぶれたので、ほかの会社もつぶれる可能性があるのではないかと、それに対して支援するのかという御質疑ですよね。有村産業に関しましては、船そのものが過剰な大変お金がかかるような船で立派な船なんですけれども、やはり石垣島、宮古島間で人を運ぶにはすごく投資をした船でもあります。それら等々、いろんな過剰な設備投資だったかもしれないし、あと経営の問題についてもどうだったのかということ、これはよく調べないと、それも先ほど言ったように行政が関与して税金を投入するためにはきちんと調べないといけないというのはそういうことです。ですから、原油価格高騰だけで今回こうなったというわけではないということです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時32分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情第85号の関係で、先ほども質疑ありましたのでダブらないように質疑をしたいと思います。一定の会社の方向性が見えてきたときには、沖縄県のほうから沖縄振興開発金融公庫に融資についての相談とかは可能ですか。

○上原良幸企画部長 正式に文書でというのではないかと思いますが、当然いろんなケースで沖縄振興開発金融公庫とは連携を取り合っていますので、広い意味で用いることは可能です。

○新里米吉委員 8割以上の債権を持っている独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との沖縄県からの接触とか、話とかというのはやっているのか。今後、状況によってはそれも可能なのか。

○上原良幸企画部長 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がいろんな段階で処理をめぐって来県されたときに、裁判所に行って帰りに報告をしに私どものところへいらっしゃっていました。私は3回くらいお会いしました。

○新里米吉委員 与野党を超えてお互い確認できるのは、何としても航路を存続できるように、宮古島、八重山地域、台湾への航路が1隻体制であれ、これがやれるようにするにはどうしたらいいのかというのが地元も私たちもそこが一番重要なところだと思うので、これからの流れにもよるかと思うんですが、とりわけ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がこれからどう対応していくのかというのが非常にかぎを握りそうな感じがするものですから、その辺については沖縄県のほうも何らかのパイプを持って、これから実現できる方法での協議なり、必要に応じて手を打ってほしいという要望をして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第44号以下の有村産業の問題につきましては離島航路の確保、雇用問題を含めてぜひ沖縄県ができることは全力を尽くして対応していただきたいということを要望しておきます。

それから陳情第76号について質疑をしたいと思いますけれども、都市再生事業の

ことでこの陳情の1に平成19年11月の都市計画変更同意の際の沖縄県知事意見書云々とありますけれども、この中身はどういう内容になっていたんでしょうか、そここのところの御説明をお願いしたいと思います。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 まず沖縄県が同意につきまして要望する前に那覇市の都市計画審議会の議を経て沖縄県に同意申請をしているわけですが、まず那覇市の都市計画審議会におきまして、次のような要望事項がついております。これは那覇市の都市計画審議会が那覇市長に要望した事項でございますが、那覇新都心地区土地利用事業者募集要項による事業の実施に当たって、那覇市及び事業予定者においては当該地区の周辺住民との対話の場を持ち、住民の要望を反映していくよう努力することというのが那覇市の都市計画審議会から那覇市長あてに要望が出されている。それで、この都市計画審議会の議を経て沖縄県に同意申請をしているわけですが、沖縄県は次の要望をしております。那覇市の都市計画審議会の答申に付された要望事項を尊重し、その反映に努めていただきたいということでございます。

○前田政明委員 那覇市の土地再生利用については周辺住民と対話をしていただきたいということなんですか。対話をしてという中身はどういうことなのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 我々は都市計画審議会の答申の文書をいただいておりますので、それについては那覇市の要望事項でございますので、そこから読み取ることしかできませんが、この文面からすると当該地区の周辺住民との対話の場をとという表現がございますので、沖縄県としても都市計画審議会の要望を尊重するということは対応の場を設けてほしいと理解しております。

○前田政明委員 地域再生計画書一内閣府が那覇市に地域再生計画の認定をしていることの内容について少し答えられませんか。

○川上好久地域・離島統括監 地域再生計画は基本的には地方公共団体が雇用の拡大、地域の活性化を目的として計画を立てて、それに対する国の支援措置をメニューから選んで計画を立てるということになっています。那覇市がその地域再生法に基づく再生計画の中で求めたものは雇用確保に係る用途範囲の拡大であります。

○前田政明委員 もう少し詳しく聞きたいんですが、例えば地域再生法で独自に行う事業とか、地域活性化の支援に対する那覇市独自の事業とかいろいろありますよね。それについて御説明願えませんか。

○川上好久地域・離島統括監 地域再生法に基づく支援措置、これは法定されているもので、例えば税制の特例だとかあるいは交付金の活用だとか、資産の用途の変更とかいろいろあるわけですが、それ以外にも幾つか支援措置がございまして、この中に公有地の拡大の推進に関する法律による不作為に係る土地を供することができる用途の範囲の拡大というのがございます。要するに那覇市がもともと庁舎用の土地として購入したものを別の用途に使用するというのでございます。それを再生計画に認定されることによって許可が得られるということでございます。

○前田政明委員 独自で行う事業として、地域活性化の支援に資する投資による独自の事業、例えば那覇市企業立地促進奨励助成金制度とか那覇市ITインキュベート等施設運営事業、若年者等就職支援総合プロジェクトとかいろいろありますよね。これはそういう形でやるという前提での認定ですか。

○川上好久地域・離島統括監 独自で行う事業として、幾つかの項目がございましてけれども、もともと計画の趣旨は雇用の拡大、地域の活性化というのが趣旨で、制度上のものは今言った雇用確保の用途の拡大ですけれども、それとあわせてその趣旨をもって那覇市が独自にそういう事業をやると認識しております。

○前田政明委員 現在の計画の内容というのは熟知していますか。

○川上好久地域・離島統括監 熟知というよりも、これはあくまでも地方公共団体が独自に計画をして、国の認定を受けるという形になっております。沖縄県は審査するものではないわけです。したがって、我々は参考までに各自治体からそういう計画を取り寄せて見るわけですが、その範囲でございます。

○前田政明委員 内閣総理大臣から地域再生計画認定書というのを受けて、その中の事業認定の中身、現在と当初は35階建て100何十メートルを含めた計画が、当初の認定事業と同じ中身ですか。

○川上好久地域・離島統括監 細かい内容の変更については承知しておりません。ただ新聞報道等で事業の変更があった、建物の高さとかというものについては承知しております。

○前田政明委員 それでは地域住民の皆さんが当初の地域再生計画書のプランと、要するに一つのプランで優先契約者ということを選定している。その当初の認定に基づく内容、これと同じようなものになっていますか。

○川上好久地域・離島統括監 具体的な文書の中身までは承知しておりません。

○前田政明委員 地域住民との話し合いと対話をやるようにということが、那覇市の都市計画審議会でも付されているということでしたね。それで私も今総務企画委員会に陳情が出ているということでこの前の説明会に伺ったんですけども、住民の皆さんは那覇市が入って、説明することはやられていないんですね。要するに事業者が説明をして、那覇市の同席を求めて那覇市もこの都市計画審議会の答申にあるようにちゃんと住民と話し合うべきじゃないのかということで、当初の認定計画、当初のプランですね。それとどうなのかという形でいろいろ意見を述べていましたけれども、この辺については皆さんはどのように理解していますか。

○川上好久地域・離島統括監 今のお話は都市計画を所管する土木建築部が判断する話だと理解しております。

○前田政明委員 所管のところで、先ほどの土地の利用について周辺住民と対話をするということ、さっきから言っている当初の認定の内閣府の地域再生計画認定書の認定した中身はどうなっているのか。それと住民との対話の状況をどのように認識しているのかお答えください。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 地域再生法につきましては所管が違いうところで私も細かいところまでは把握してございませんが、住民との対話につきましては、先ほど処理概要でもございましたように地域再生協議会の設置が図られる見込みということでございまして、我々の立場は都市計画審議会の意見、これは那覇市の審議会ですが、審議会の意見、要望を尊重してほしいとい

うのが沖縄県の要望でございますので、その要望に沿って那覇市が対応は地域再生協議会でということになったと思うんですけども、そういうのが設置されるという見通しになったのかなと理解しております。

○前田政明委員 そういう面では沖縄県も関係ないということではなくて、那覇市の都市計画審議会の答申の土地利用者と周辺住民の対話をちゃんとやってほしいということで沖縄県もここに書いてある知事意見書を真摯に受けとめるというときの住民の皆さんがそれを前提として求めていることがどうなっているのかということで、新聞紙上でもごらんのように、周辺住民はほとんどが反対しているんですよ。いわゆる34階、35階建ての136メートル、中高層マンションが2棟なのか3棟なのかわかりませんが、21階建てとかが建つ。そういうことで地形上もいろいろ議論になりましたが首里城よりももっと高くなるとか、沖縄県の都市計画行政またはまちづくりの問題からしてもやはりこれは都市形成上の大変大きな問題となっているのではないかなと思います。地域の住民が来ていましたけれども、10メートル先で130メートル余りのビルができる。これは絶壁だと。こういう中でなぜ暮らさないといけないのか。自分たちは庁舎ができて、住所も1-1-1になるということで、ここだったらいいなと思って住宅を購入したのに、まさか目の前にしかも6メートルしかない道路を挟んでビルが建つ。その6メートルの道路が出入り口になっているんですよ、この前の説明会では。車が1000何百台出入りすると。那覇市の都市計画審議会の中で住民との対話、そして当初の再生計画の中身を含めて当初の那覇市が了承したプランとは違っているのではないかな。そういう面では事業者の那覇市から最初にもらった内容が違って、そういう面では沖縄県全体から見ても景観上を含めて大変な状況になっているということで、地域住民の皆さんはここにありのように一まさに那覇市の都市計画審議会が言っているように土地の利用者を含めて周辺住民との対話をずっと求めているわけです。いろんな計画が変更されてきたが、自分たちへの説明が十分に行き届いていない。それはあくまでもその事業者とちゃんと話し合いをして、那覇市も含めて地域再生協議会ができればそこで地域住民、土地の権利を確保している方、そして那覇市を含めて一緒に話し合いをするというのが地域再生協議会ということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 地域再生計画の詳細については所管ではございませんので少し言及は控えさせていただきますけれども、要望事項につきましては沖縄県のほうの同意の要望というのは、那覇市の審議会の要望事項を尊重してくださいということをおっしゃって、一義的には那覇市の審

議会が那覇市長にそういう要望してございますので、それはやはり那覇市と地域住民が対話の場を設けていくと理解しております。

○前田政明委員 今お聞きしたとおり確認しますが、那覇市の都市計画審議会が土地の地権者と住民の対話を求めている。それは沖縄県もそういう意向を尊重して理解しているということだと思います。それで地域再生計画の中身を含めて、いろいろ変わってきている。最初は住宅地であったのが商業地域になって、そういう面ではとんでもないということで、これはまさに住んでいる人にとってみたら居住権を含めて、こんなはずじゃなかったということで周辺の地域の住民の皆さんは非常に怒っていて、とてもじゃないけど市役所が来るという前提で土地を購入しているのに130メートル以上の超高層ビルができて、それを毎日見て暮らすようなことはとてもじゃないけど理解できないと訴えていますので、そういう面では先ほどありましたように那覇市の都市計画審議会が住民とちゃんと対話をする、これは沖縄県もそういうことだと理解していることは大変重要だと思いますので、この問題もぜひ地域住民が大方反対していることは皆さん御承知なので、注意深く見守っていただきたいと思えますし、先ほどの発言の中身をしっかりと踏まえた認識と対応を求めて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえと知事公室長の自己紹介)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第65号の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規1件となっております。

資料の2ページをお開きください。

陳情第65号は旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情でございます。

それでは、処理概要を御説明いたします。

沖縄県は、平成15年度に旧軍飛行場用地問題検討・調査を行い、平成18年度には那覇市が実施した旧軍事業事例調査への支援を行うなど、問題の解決に向けて取り組んできたところであります。

平成19年11月には、県・市町村連絡調整会議において今後の取り組み方針として①団体方式を解決策とすること、②条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むこと、③個人補償を主張する地主会に対しては、今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけることを確認し、各地主会と関係市町村との協議による事業案の取りまとめを促進するとともに、国に対しても働きかけを行ってまいりました。

内閣府は、この問題について沖縄県から具体的な提案があれば誠意を持って何ができるかしっかり検討したいとのことであり、沖縄県としても内閣府沖縄担当部局を窓口として調整を行っているところであります。

事業化に向けての予算措置については、いろいろな可能性について検討してきたところでありますが、国との調整においては特別枠での実施は極めて困難であると言われており、沖縄特別振興対策調整費での事業実施の方向で調整を進めているところであります。

以上、知事公室所管に係る新規陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長と副委員長交代)

○山内末子副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、暫時私が委員長の財務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 午前中に参考人ということで旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の金城会長がお見えになっておりました。戦後63年が経つと、国の責任の中で旧軍飛行場用地問題が沖縄振興計画に載ってきたんだということからすると、しっかりと特別枠予算の確保をぜひお願いしたいんだということの陳情があります。その中で皆さんが最初に地主会の皆さんとも協議をしているとよく言われているんですけども、協議している中でどうして地主会からこのような陳情が上がってくるのか大変不思議なところもあるものですから、皆さんはどのような形で地主会の皆さんと協議をなされているのですか。

○上原昭知事公室長 基本的には沖縄県としては市町村、特に今回の金城会長の地主会の場合は那覇市でございますが、那覇市から事業案を提案していただくということで沖縄県は市町村から上がってきた事業案について調整をしながら国に事業化を働きかけていくというスタンスをとっておりまして、まず那覇市から事業が上がるかどうかということで調整をしてきていたところでございます。現段階において金城会長の地主会が提案している事業については那覇市で採用されていないということで、沖縄県にはまだ提案されていない。もちろん事業化の当初の段階で、このような事業を提案したいという意向も何度も伺っておりますし、具体的に地主会とも担当のほうで何度も会長ともお会いしておりますし、私も多分一度だったと思っておりますけれども、お会いしてお話は伺っております。そういう中で具体的な提案を聞きながらではありますが、事業の中身を地域の活性化に資するという基本的なところで、那覇市としても地主会が提案している事業というのはどうも一地域の活性化につながるようなものではないのではないかという判断もありまして、上がらないまま現在に至っているという状況でございます。

○當間盛夫委員 那覇市から上がっている事業計画を私も見させてもらったんですが3点ありまして、1つは那覇市鏡水期成会の公民館をとという部分と、2

つは那覇市という形で保健センター、市民会館ということで出ていたんですが、この2つの合意というのは地主会とできた部分なんですか、那覇市から出ているのは。

○上原昭知事公室長 那覇市としては地主会とは調整済みであるとおっしゃっていますので、多分調整はついていると理解しております。

○當間盛夫委員 那覇市とはこの地主会と合意はできたという確認は皆さんはとれているわけですか。

○上原昭知事公室長 確認はとれております。

○當間盛夫委員 それであればこの保健センター、市民会館に地主会はどのような携わり方ができるのですか。

○上原昭知事公室長 国と調整している中で、事業主体をどうするのかというのがポイントになってくるかと思いますが、こういう国の補助事業でありますと、恐らく事業主体は市町村以外は厳しいだろうと。沖縄県としてはこのような事業について沖縄県として事業主体になることはあり得ないだろうという判断ですので、基本的には事業主体は市町村がなりますので、市町村が事業主体になったものをどうするのか。特に市民会館と保健センターについてはまだその辺の熟度、中身が詰められておりませんので、沖縄県としては今の段階でこの辺の議論を事業者から上がってこない段階で取り上げていくのは非常に厳しいのかなという状況でございます。

○當間盛夫委員 地主会とその事業に関するかかわり方はどうなんですか。それでは地主会が関係なくてもこの事業は進めていくということでもいいんですか。

○上原昭知事公室長 ですから、事業主体の問題について那覇市で地主会とも相談しながら詰めていかないと、那覇市から出ている市民会館や保健センターの事業採択というのは現段階では厳しいものがあるだろうという認識です。

○當間盛夫委員 どうして地主会と那覇市がこの2つで合意したということが言えるのですか。

○上原昭知事公室長 那覇市がそうおっしゃっているということでもあります。

○當間盛夫委員 今度でもう沖縄振興計画内であればあと3年しかないということで、1年の10億円掛ける3年という予算を出されているんですけども、これはどういう形で出されているのですか。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたように、我々としては非常に国の財政が厳しい中で、幸い沖縄特別振興対策調整費の分については年間50億円の財源がある。その中でどのように事業を張りつけていくかということを経年沖縄県内部でいろいろ議論して決めていくわけですが、そういう中で各地主会から上がった現在の事業、もちろん今各市町村から上がっている事業についてももっと検討するべきだと思っておりますし、今後も検討を続けていくわけですが、その辺で沖縄特別振興対策調整費の財源の枠の中で、必要な事業を協議して確保していく。毎年10億円掛ける3年というのが決まっているというわけではございません。

○當間盛夫委員 私は今の沖縄県の予算を含めて、国が借金しているから沖縄県としてもこういうものを受けざるを得ないだろうと、緊縮財政のものからということの側面ではなくて、10年前に比べたら内閣府の予算なんて半減しているんですよ。4000億円あった予算が今は2000億円しかないわけですよ。その2000億円の予算で我々は沖縄県の振興計画をあと残り3年から4年という形になっているわけですよ。その中の沖縄特別振興対策調整費枠というのは50億円しかない。いろんな意味で財源が沖縄県自体に潤沢にあるわけではなくて沖縄県自体も財源がなくて、いろんな意味で振興策の予算というのは各方面で使われているはずなんですよ。人事だとかいろんな調整枠にね。それを私は63年前にこの旧軍飛行場用地問題というのは戦争だとか占領だということで、地主と沖縄県にも責任があると思っていけませんよ。一義的には国の責任ですよ。国の責任があるからこそ国は問題解決ができていないというから沖縄振興計画に載せたわけですよ。載せたということであればやはり国の責任ということはどうしっかりと我々が訴えていくものがないと今の沖縄特別振興対策調整費枠予算が50億円あるから、これから10億円使っていいだろうという話だったら国は何も痛みがないわけですよ。沖縄県が使っていい予算はこれまで6年間50億円があるわけですから。何でこの6年前の最初から沖縄特別振興対策調整費枠から10億円使うということであれば100億円になっていますよ。どうして

最初からやらなかったんですか。

○上原昭知事公室長 沖縄振興計画の中で記述され、それから沖縄県でもそれに取り組むためのチームをつくっていろんな調査を行いながらこの間ずっとやってきたわけです。先ほど申し上げましたように、平成18年度に那覇市が実施した旧軍飛行場用地問題慰藉事業の事例調査を沖縄県としても参考にしながら各市町村に同様な形で各市町村からも提案を受けながら、去年の11月の沖縄県と市町村連絡会議の中で基本方針を決めたという長い経緯がありまして、やはり5年、6年前にできるんだったらそれは確かにそういう状況にあれば、やったほうが今ごろはもう解決していたということもあるかもしれませんが、なかなか当時はそういう形で事業化を具体化するに至っていない。それと、一番の基本的なところは国において財務省と内閣府においてそれぞれが自分たちの事業じゃないと押しつけあうという状況があったことはこの事業が進まなかった一番大きい理由かなと思っております。

○當間盛夫委員 今の上原知事公室長の話からすると、内閣府の沖縄特別振興対策調整費枠の予算であれば、内閣府は我々の窓口でできるからその枠でやってくれと、それ以外のことを要求するのであれば理財局は先の知事の答弁のように、理財局としては旧軍飛行場用地問題は解決済みだということからすると、理財局は全くその予算ということは考えていないということではないですか。

○上原昭知事公室長 理財局の言い分としては、その土地に係る形で何らかの地元の要望にこたえることができるのであれば理財局としても何とか対応できますよ。しかし、予算をとって事業化をしていくということであれば理財局にはなじまない。そういうことで自分たちとしては事業化はできない。それともう一つには嘉手納飛行場の訴訟で法的には決着がついているということで、新たに事業化ということを取り上げるのはできないということで、ずっと我々も門前払いと申しますか、窓口でも相手にされないという状況が続いていたわけです。

○當間盛夫委員 最後に要望だけで終わりたいのですが、先に返還された旧軍読谷飛行場跡は返還されるということで理財局から読谷村がそのことで売却の等価交換という形でやってきているわけです。それを例えば那覇市の飛行場、今現に使われている那覇市の飛行場用地の皆さんが読谷村と同じように等価交換をしてでも我々にくれと、それを理財局に訴えろという形があってもおかし

くないと思うんですよ。それを除いてしっかりと沖縄振興計画の中で我々は団体補償でやっていくんだから、その枠をしっかりととってもらいたいというのがこれまでの趣旨だったはずでしょうから、しっかりとそのことは特別枠でとるべきだと思います。これは事務方は目いっぱいかもしれませんが、やはり政治的解決を願うというのが旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の皆さんの当初の意見だったと思いますので、しっかりとやはり政治的に我々は何らかの解決を見ていかないと。旧軍飛行場用地問題の沖縄県全体の解決というのはまさに遠のくだろうなど。個人補償の皆さんを含めてもそのことがあるわけですから、しっかりとした特別枠をとるということを頑張っていきたいと思っていますので、これは要望で終わりたいと思います。

○山内末子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長と副委員長交代)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この旧軍飛行場用地問題ですが、今回の陳情第65号に上がっている件もそうですけれども、私が非常に不思議に思うのが、幾つかいろんな地主会があって、那覇市からはより具体的な要望が来ていて、先ほど陳情者の御意見もお伺いしてきたわけですが、この沖縄県における旧軍飛行場用地問題の概要と言いますか、何で協議会ができて、何で連合会ができて、団体補償だの個人補償だの、何でそうなっているのか。あるいは裁判とか戦後処理の非常に厳しい課題を突きつけられていて、地主の方々もこれだけ長い年月にかけて苦しい思いをしている。沖縄県も何とかしないといけない、我々も何とかしてあげたいということなんだけれども、何か非常にもつれていて、どういう解決があるのかということがあるんだけれども、先ほどは平成21年度について具体的に事業化をしたいという説明もありましたね。そういうことも含めての経緯を説明していただけますか。

○上原昭知事公室長 もちろんこれは戦後の当初からあるわけですが、途中で嘉手納飛行場の所有権をめぐる地主会が訴えたんですが、最高裁判所まで行って敗訴した。要するに所有権の売買の事実があったという判断で地主会が負

けたと。その中でも地主の皆さんはお金を受け取っていないとか、あるいは紙切れみたいな国債を渡されたとかいろんな不平不満が当然あって、ずっとその問題を抱えていたわけですが、この前の新しい沖縄振興計画を策定する際にいろいろ各市町村からも陳情がありまして、沖縄振興計画の中に記載された。旧軍飛行場用地問題について解決するというのが沖縄振興計画の中に記述されて、それがある意味での新しいスタートになっております。その中で地主会の皆さんでもやはり個人補償をあくまでも求めている嘉手納町や石垣市の地主会の皆さんがそうですが、それから団体補償でもやむを得ないという地主会の皆さんもいて、その辺で沖縄県や市町村が調整をしながら間に入りましょうということで、この連絡会議をつくりながら沖縄振興計画内での解決を目指している。その中で沖縄県としては、市町村とも調整をしながら団体補償ということじゃなくて、団体方式で解決しましょうと、いつまでも補償という形になると国は常に門前払いなものですから、やはり現実的な解決策を求めるということで、このような方式で進めていて、現在に至っているという状況でございます。

○照屋守之委員 これだけいろいろごちゃごちゃしてくると、国としても非常に困るし沖縄県としても困る。その地主会としても当然困るということで、何とか解決したいということですが、結局それぞれの地主会も先ほどの公民館の問題の提起もありましたけれども、それも事業主体というのはその地主会ではなくてそれぞれの市町村が事業主体になっていくということで解決していくということしかないと思うんですが、どうですか。

○上原昭知事公室長 これはやはり国の補助を受けて施設を整備していくということですので、基本的には民間の団体とかではなくて市町村が責任を持って施設を整備し、管理運営していく。ただ公民館的なものでありますと維持管理運営等について地域の団体が行うことは可能ですので、それは市町村から委託なり、何らかの形で受けて運営していくということは可能かなと思っております。あくまでも市町村が事業主体となって責任を持って整備し、管理していくということが重要かなと思っております。

○照屋守之委員 そうすると、沖縄県は市町村が主体という考え方、それぞれの旧軍飛行場用地問題の所在する市町村長はどういう考え方なんですか。

○上原昭知事公室長 まだ100%確認をとったわけではございませんけれども、この間の説明、連絡調整の中では各市町村長とも事業主体となるのはやむを得

ないのではないかという方向で検討をしているところでございまして、特にことしは那覇市と宮古島市については概算要求したいと思っておりますので、そこについてはそれぞれ両市が事業主体になるということで、調整を進めているところであります。

○照屋守之委員 この問題解決ですが、陳情者からも出ている内容でいろいろな考え方、案を聞かせてもらいましたが、個人的にはそれぞれの課題を早目に解決したいという思いはあるけれども、果たして今提案されている内容が旧軍飛行場用地問題を解決するものの内容、ある程度国でもそれに合致する内容じゃないとわかりましたとは言わないと思うんですね。だから私はもっと当該市町村と地主会と沖縄県も一緒になって、それぞれが事業主体である市町村の意向と言いますか、地主会もすり合わせをしてしっかりやっていくのが先じゃないかと思うんですよ。それはどうなっているのですか。

○上原昭知事公室長 本来なら時間があればもう少し基本的なところで、全員が一致して団結して統一して進めていくというのが望ましいとは思いますが、あと3年間という限られた沖縄振興計画の期間内で事業を実施しなければならないという制約もあるものですから、やはり先行的にある程度具体的な提案がなされ、しかも事業主体だとか、事業費であるとか、事業の熟度であるとか、そういうものが整っている地域の事業を段階的にやっていきたいということで、先行の市町村からやって、その他の市町村についても決して門戸を閉じるわけじゃなくて、個人補償を求める皆さんに対してもやはり団体方式でいかがですかということも提案しながら、全地主会がこの沖縄振興計画期間内で事業化できるということを我々としても今後とも追求して求めていきたいと考えているところです。

○照屋守之委員 しっかりやってくださいね。これは協議会に属する地主会、連合会に属する地主会、その人たちから個別でそういう形で事業を進めていって不公平感が出ているんでしょ。不公平なんですよ。沖縄県全体の旧軍飛行場用地問題の解決であればそれぞれの地主会がある程度納得できるような仕組みをつくって行って、このようにしましゅうねというようなことがないと、自由勝手にやっていきますよということはおかしいですよ。いくら非常に厳しい問題であっても全体の協議会とか連合会の方々も交えて、このようにしましゅうね、先に合意できるところから事業を進めていきますよ、この沖縄特別振興対策調整費についてはこれだけの予算しかないけれども、事業の内容によっては

大きくなれば我々も一緒になってまた国に対して事業化を要求していきますよということをしっかりやっていかないと、こんな形でやっていって、こういう厳しい問題が解決できるとは思いませんよ。ですから、当該市町村ともしっかり協議をして、地主会にも説明して、当該市町村の理解がないとこの事業はできませんよ、100年経ってもできませんよということをもう一度確認して、しっかりやってください。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** 今の旧軍飛行場用地問題についてですけれども、午前中に参考人として来ていただいた旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の要請項目というのは3つありまして、LRTの導入やがん治療施設整備、総合健康保養施設とか、那覇市からは公民館、市民センターということになってはいますが、この辺の整合性はどうなっていますか。

○**上原昭知事公室長** 那覇市大嶺の地主会から、がんセンター等の要望は一番最初に提案されたものでございまして、とにかく我々も最初は地主会の皆さんが考える事業については全部上げていただきたいと、その中でいろいろ議論していきましょと、当初はどのようなアイデアがあるのかということですので、それは確かに上がっておりました。ただ、例えばがんセンター一つを取っても当時のお金ですと約300億円とか現在のがんセンター、これは重粒子線という全国でも2カ所にしか事例がない、今群馬大学で実験的に文部科学省の予算でつくってこれが約150億円と、これ1つを取ってもかなりの事業規模、それからこれは世界でも最先端の技術ですので人材の問題、本当にこれを動かせる人がいるのか、今これを動かせるのは日本でも千葉県にあります放射線医学研究所にしかいない。今琉球大学が独立行政法人放射線医学総合研究所と契約を結んでようやく人材育成に乗り出している。しかもこれは重粒子線だけじゃなくて、診断技術のところをやっている。そういう状況の中で果たしてこのような施設が提案されて、それでは事業主体はどうするんですか、事業主体は皆さんが考えてくださいという提案なものですから、これはとてもじゃないけど我々の手に負えないということもありまして、ちょっとこれは非常に困った状況にあったわけです。そういう意味で、これは1年以上前の話ですけれども、ずっと話をしていく中でもっと那覇市に主体的に取り組んでいただきたい、全部県がイエスやノーを言える立場にないものですから、もう少し那覇市で絞り込ん

で、いろんな事業主体の問題、事業の問題もある程度勘案して沖縄県に上げてくれないと我々が全部審判になってできるわけではないものですからやってくれと、そういうことで今那覇市は3つに絞り込んできたという状況でございます。

○金城勉委員 ということは、旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の皆さんと那覇市との合意形成というのもちょっとクエスチョンマークがつくんですね。

○上原昭知事公室長 那覇市大嶺の地主会が提案している事業については那覇市としても現段階では取り上げていない状況です。

○金城勉委員 それと処理方針の中に特別枠での実施は困難となっておりますとありますが、困難の理由はどういうことですか。

○上原昭知事公室長 先ほども少し申し上げましたけれども、この旧軍飛行場用地問題の解決のための補償事業、あるいはこの旧軍飛行場用地問題を直接対応するための事業という形での事業をつくることは内閣府としても、財務省には説明できないと。財務省のほうとしても旧軍飛行場用地問題について一応は法的には決着がついているテーマである。しかしこの間の戦後処理の問題としてそのような事実があることは内閣府も認めているわけですから、それを解決するために沖縄振興計画に載せたという経緯からして、沖縄振興計画事業の中で処理していこうと。これを別枠で沖縄振興計画とは関係のない旧軍飛行場用地問題の補償とか、あるいは直接的な解決ということで持ってこられるんだったら内閣府としても受け付けられないということで、非常に財務省にも説明できないということで内閣府からはとても無理ですという話を我々は聞かされているということです。

○金城勉委員 ということは土地問題という視点からすれば決着済みだと、しかし沖縄県民に対して迷惑をかけてきた戦後処理のあり方については考慮しなければいけないということですか。

○上原昭知事公室長 はい、そのとおりであります。

○金城勉委員 旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の皆さん方は別枠でと言っているんですけども、その他の地主会はこのことについての考え方はどうで

すか。

○上原昭知事公室長 旧軍飛行場用地問題解決促進協議会は3地主会ありまして、嘉手納町と読谷村がありますが、嘉手納町の地主はまだ個人補償を今後ともやりたいということで、もう少し頑張るということですのでこれについては特に事業の提案もございませんし、別枠云々の話もございません。読谷村については別枠ということではないんですが、農業関係の事業をやりたいということで、もう少し事業の中身を詰めていきたいということで、今年じゃなくて平成22年度に予算要求をしたいという考えがありますので、この3地主会の中で特別枠をと強く主張しているのが那覇市大嶺の地主会が中心かなと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、裁決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより議案の採決を行います。

まず乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は原案のとおり可決されました。

これより、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見・討論はございませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 反対討論は後ほど本会議で行います。

○**當間盛夫委員長** ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第6号議案沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案沖縄県人事委員会委員の選任についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、乙第8号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、乙第10号議案専決処分の承認についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は承認することに決定いたしました。

次に、乙第11号議案専決処分の承認についてを採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 乙第11号、乙第12号、先ほどの沖縄県税条例を本会議でまとめて反対討論したいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第11号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第11号議案は承認することに決定いたしました。

次に、乙第12号議案専決処分の承認についてを採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 反対討論は後ほど、本会議で行います。

○當間盛夫委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第12号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 賛否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する賛否を採決いたします。

委員長は、乙第12号議案については承認しないと採決いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、乙第15号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、乙第16号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情16件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛 夫

副委員長 山内 末 子